

第11回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成21年5月18日(月) 午後6時00分～午後7時58分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、斎藤委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員
(事務局) 金子企画調整課長、石井市民協働課長、野沢副主幹、丹野副主幹、小出副主幹、西村主査、横瀬副主査、北川副主査、三輪主任主事、市川主任主事
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 高得点事業の取り扱いと審査結果の確定について
(2) 新しい補助金制度(案)について
(3) 検討委員会報告書(案)の内容について
(4) 今後のスケジュールについて

【議事】

- ： (傍聴人入室)
- 委員長： 議題1について事務局から説明願います。
- 事務局： 議題の1は、「高得点事業の取り扱いと審査結果の確定について」でございます。
まず、資料1をご覧ください。前回お配りした廃止事業一覧と同様の資料で、評点を4分野別にまとめ、得点率順に並べたもので、点数欄が白抜きになっている部分は、全事業平均点以上を示したものでございます。
前回ご議論のありました、「公益性・必要性」の分野や「効果性・公平性」の分野における評点又は得点率が、全事業平均点以上となっています16事業について、一覧表の一番下の行になりますが、廃止理由によりタイプをAからDに区分いたしました。
資料2をご覧ください。これは、区分いたしました16事業をタイプ別に整理したものです。
前回の委員会で「委員会の評点が適正であるか、事務局で確認してください」とのご指示がございましたので、事務局で評点を確認させていただきました。例をひとつ挙げてご説明いたしますと、Aタイプの6番「交通安全母の会補助金」の欄をご覧ください。事務局確認の欄に「公益性・必要性は3.5点である」と記載がありますが、これは「公益性・必要性」の分野において全事業平均点を超えていることを意味しています。下に右矢印がございますが、ここに事務局が評点を確認し、適正な評点であるかを明記してございます。その右の欄に判断した理由を明記しました。
また、欄外の左に米印が表示されている事業は、仮に評点を修正しても得点率が全事業平均点を超えてしまう事業でございます。
この資料により、評点の妥当性と今後の方向性等について、ご確認いただければと思います。
続きまして、資料3をご覧ください。これは、資料2により事務局で確認した結果により、仮に評点を修正した場合にどのようなことになるかを一覧表にしたものです。資料1が修正前ということになりますので、資料1と比較してご覧いただきますと、補助事

業の必要性を見る上で重要な項目になります「公益性・必要性」の分野が全事業平均点を下回っております。しかしながら、得点率については、白塗りしてございますが、全事業平均点を上回っている事業が6つあるという結果でございます。事務局の確認による評点の修正でございますので、委員会として無理に修正しなくとも、評価項目が、補助事業の制度を含めた、諸々の要素を点検するためであったことから、廃止の理由が委員会意見の中で、説明がついていればよろしいかと思っております。以上でございます。

委員長： 高得点16事業については、廃止ということは委員会として非常に厳しい意見なので念のためひとつひとつ確認していきたい。Aタイプ、Bタイプ、Cタイプ及びDタイプの4つに分類いただいた。タイプ別に分類した「資料2：高得点事業の取り扱いについて」を中心に確認していきたい。Aタイプは補助事業の所期の目的は達成され、終息時期にあることから廃止とする事業であります。9番の「納税貯蓄組合連合会補助金」は「効果性・公平性」は4.5点となっているが、評点は適正と考える。全事業平均点4.35を上回っているが、委員会の意見としては、納税は国民の義務であり、市が補助する必要性がないことから廃止する。今後は、新しい補助金制度（公募型支援事業）に応募できることになるので、公益事業を計画・実施する際にご活用くださいというコメントを委員会の意見として廃止の提言とする。

6番の「交通安全母の会補助金」は「公益性・必要性」は3.5点となっているため平均点を上回っているが、項目1は0点が適正と考える。資料1・3比較しながら見てもらうと、項目1を0点に修正すると資料3のとおり「公益性・必要性」が3点となり平均点以下になる。項目1は、交通安全そのものは、セーフティネットとして必要であるが、「交通安全母の会補助金」は、セーフティネットに関わるのかという観点からいくと1点ではなく0点ではないかと考える。委員会の意見としては、立ち上げ時から支援を行ってきたが、金額も小さく、補助金交付事業としては終息時期にあるものとして廃止する。今後は、新しい補助金制度以下については同様。

39番の「勤労者福祉協会補助金」は「効果性・公平性」は5点となっているが、項目2,3,4,5,6,11は0点が適切と考える。なぜかと言うと、項目2,3,6は会員限定である。項目4,5は事業の多くがレクリエーションである。項目11は要綱に規定がなく実質補助率と考える。このような点を修正すると「公益性・必要性」は2.5点から0点になる。「効果性・公平性」は5点から3点になる。「制度の的確性」についても、5点が3点になる。「対象の適格性」については、8点は変わらない。こういう形で訂正ができるということですね。

21番の「ボランティア傷害保険事業補助金」は一番右のものですが、上から分野別で見ると5・7・6・5ということですが、これを項目4.8は「0点」ではないか、項目7は「1点」が適正と考えるということですが、項目4は時代のニーズに合致しているかということですし、項目7は単純な比較ができないとされている。項目8は福祉分野に限られているためということでこれを訂正すると、「公益性・必要性」は5点が3点「効果性・公平性」は7点から5点に、そして「制度の適格性」は同じ、それから「対象の適格性」についても同じということで、公益性、効果性のと

ころがポイントが下がっているということでもあります。で委員会意見としては、見舞金が主体となっている傷害保険については、自己責任で加入すべきものであり、重複加入の可能性もある。また、他の分野のボランティアとの公平も欠くこととなるため、市の補助金交付事業としては廃止するということが委員会の意見ですが、とりあえずAタイプのところを丹念に、詳しく見ましたが、このように直すことについては、ご意見はいかがでしょうか。

委員： 前回遅刻してきて、議論を聞いてなかったの、誤解しているかもしれませんが、理由の欄で9番だけが斜線が引いてある。他の6番、39番、21番全部書いてある。何か理由はあるのか？他もそうであるが理由欄に斜線が引いてあるところの理由は？

委員長： そこは、評定が適正ということで訂正していないところです。

委員： それと、委員長のおっしゃった廃止するけど、新しい補助金制度の活用して欲しいというのが、9、6、39番には書いてあるけど、21番には書いていないのは、もともととなじまないとか何か理由がありますか。

事務局： 実施主体が団体の場合は、新しい補助金制度に手を挙げることができますが、21番は個人の事業ですので、新しい補助金は、個人では申請できないので、ここでは含まれないということです。

委員長： 大分よくまとまってきたと思います。少なくとも、公益性・必要性のところは平均点以下ですから。一番重要な部分です。

委員： すみません。もうひとつ質問です。資料3の一番下にA、B、C、Dが書いていないものがありますけど、何か意味ありましたか。

委員： 書いていない事業は、もともと平均点を下回っているから、精査する必要がなかった事業ですよ。

事務局： そうです。前回、「公益性・必要性」と「効果性・公平性」の部分で平均点より高い事業について見直しをして欲しいということで、平均点を上回っているところのみ見直しをして、パターン化しました。資料1と資料3を比べていただくと、「公益性・必要性」については、このように処理ができますが、「効果性・公平性」については、中々難しいということで、理由をきちんとするべきではないかということでタイプ別に廃止理由を丁寧に記載したということです。

委員長： それでは、Bタイプも詳しく見て行きましょう。Bタイプは、自主財源が確保され、団体の支出額に対する補助金の割合が極めて低く、かつ、補助金に対する繰越額の割合も多く、補助金の効果がないことから廃止する事業です。5番の「安全運転管理者協議会補助金」ですが、評価項目の7「他市と比べ適切な補助水準となっている」が「0点」が適正ではないかと。理由は、担当課の判断理由で近隣市に該当がないとしているということです。続いて、3番「交通安全協会補助金」ですが、項目1は「0点」ではないか。項目1はセーフティネット確保に必要であるが、交通安全協会への補助自体は、セーフティネットではない。項目3は「1点」が適正と考えるということです。理由は、活動の大部分が公益活動であるかということです。それから、次が67番ですが、「船橋市自衛消防協会補助金」は、評点は適正であるということです。

委員会の意見として、消防活動は大切であるが、団体の支出額に対する補助金の割合が極めて低く、補助金の効果がないことから一旦廃止する。市として補助すべき公益事業があれば、対象となる経費を明確にした上で、事業費補助に変更する。または、新しい補助金に応募できるということです。次が8番「船橋法人会補助金」ですが、項目4「社会経済情勢の現代的ニーズに対応しているか」、項目5「補助金の交付に対して相応の効果がある事業内容であるか」が「0点」が適正と考えるということで、委員会意見は、団体の支出額に対する補助金の割合が極めて低く、かつ、補助金に対する繰越額の割合も多く、補助金の効果が薄い。また、納税は国民の義務であり、市が補助する必要がないことから廃止する。今後は、新しい補助金制度（公募型支援事業）に応募できることになるので、公益事業を計画・実施する際に活用くださいということです。11番の「船橋青色申告会補助金」も項目4、5は「0点」が適正であると考えているということで、項目4は時代のニーズに合致しているか、項目5は補助の効果は薄いということで、委員会意見は8番と同じです。このBタイプはいかがでしょうか。よろしいですか。（了承）

それでは、Cタイプに移ります。ここは2つです。Cタイプは、補助金額が1団体あたり10万円未満で、事業効果が期待できないと認められることから廃止とする事業です。「農業団体育成事業費補助金」、「地域交通安全活動推進委員協議会補助金」の二つとも、評点は適正であるということです。委員会意見として、46番は10万円未満の団体への補助は廃止し、全体額を削減する。他団体への補助については、市として補助対象とすべき公益事業と経費を明確にした上で、事業費補助に転換できない場合は廃止する。なお、船橋市果樹園芸組合に対する補助金については「なし剪定枝処理費補助金」とともに「なし産地育成事業費補助金」と整理・統合して処理する。また、実績報告は何を補助金で賄っているのか、金銭の流れが市民に分かるようにすること。あと、新しい補助金制度を活用くださいということです。それから4番は、少額補助であり、補助金交付事業としては効果が期待できないため廃止する。今後は、新しい補助金制度に応募できることになるので、活用くださいというようにまとめるということですが、どうですか。よろしいですか。（了承）

では最後のDです。Dタイプは、整理統合して事業費補助への変更もしくは支出科目を見直すなど、別の枠組みも検討する必要があるとあり、現状の制度では廃止とする事業ということになります。61番は商工会議所補助金です。「効果性・公平性」が4.5と高いですが、項目11は「0点」が適正と考えるということです。「項目11」は補助率を設定しているかということです。要綱に規定がなく実質補助率と考えるということです。委員会の意見としては商工関連の補助事業については整理統合し、より実効性のある事業に特化し、市として補助すべき公益事業と対象経費を明確にしたうえで、事業費補助とすることは可能であるが、現在の補助金は、団体の支出額に対する補助金の割合が極めて低く、かつ、補助金に対する繰越額の割合も多いことから廃止する。今後は、新しい補助金制度を活用くださいということです。それから60番の商店街活性化支援事業補助金ですが、要綱に規定がないことから項目11は「0点」が適正と考える。委員会意見として、商工業団体に対する関連の補助事業については

整理統合した上で、目標と内容を明確にした事業費補助とするとともに、必要あれば支出科目の見直し、可能なら廃止も検討する。新しい補助金活用については同じです。続きまして、62番ですが、工業活性化事業費補助金は、項目10を「1点」が適正ではないか。理由は、経費設定はしていないと考えるということです。委員会意見としては、商工関係の補助事業については市として整理統合し、市として補助すべき公益事業と対象経費を明確にし、事業費補助として継続することは可能とするが、現行の補助制度のままでは、団体の支出額に対する補助金の割合も多いことから、補助金の効果が薄いので廃止する。新しい補助金は同じです。次は、76番の地域文庫運営費補助金は、項目3は「1点」が適正ではないかということです。項目3は被補助者以外の市民の利益となる活動を実施しているかどうかということです。委員会の評価も分かれており、活動の大部分が公益活動であるかどうかということです。委員会の意見としては、図書館機能の一部補完もしているが、少額補助につき一旦廃止とし、新しい制度へと移行するか、図書館において支出科目を見直し、委託業務とする。それから、新しい補助金活用は同じです。最後13番社会福祉事業振興資金貸付事業に伴う補助金は、項目3、4、10は「1点」、項目8は「0点」が適正ではないということです。貸付事業そのものの必要性から評価すると、項目3は活動の大部分が公益活動であるか。項目4は時代ニーズに合致しているか。項目8は金融機関業務でもある。項目10は運営経費で、経費設定はないと考える。委員会意見としては、委託業務でない限り、事務経費は社会福祉協議会が負担すべきであり、廃止又は補助対象事業と経費を明確にした上で、他の補助事業と整理統合する。また、リスク管理の観点からは、利子補給制度への転換など、貸付業務のノウハウのある金融機関を活用する枠組みも検討するという事です。丁寧な意見になっているかと思えます。いかがでしょうか。特にご意見はございませんか。

廃止という委員会としては厳しい判断ですので、慎重を期して特に重要と思われる「公益性・必要性」について、平均点より高いのではないかと前回は確認し、再検討することになりましたので、今回点数を見直すべきものを検討するという事です。よろしいですね。では、以上で議題の1については、廃止という結論は変わりませんが、一部点数の修正をすることで確定したいと思います。

(議題1承認)

では、続きまして、議題の2に移ります。新しい補助金制度について議論していきたいと思いますが、訂正等を含めてご説明をお願いします。

事務局： 議題2は、「新しい補助金制度（案）について」でございます。

資料4の検討委員会報告書（案）の14ページをご覧ください。「新しい補助金制度の提案について」でございますが、前回ご議論いただいた内容を加味し、修正を加えました。修正箇所は下線で表示しております。前回お配りした報告書と比較していただきますと、「補助」という言葉を「支援」という言葉に置き換えております。これは、事務局の提案としまして、新しい制度は「協働」を基本理念としておりますことから、既存の補助金制度とは区別する意図が含まれております。次に15ページになりますが、要綱を本文中に入れ込みました。要綱の第3条第2号を見ていただきますと「市

民」の定義を「団体」の定義の中に入れ込んでございます。16 ページをお開き下さい。第7条の申請資格になりますが、市の他の制度及び国又は他の自治体からの重複補助の制限について規定しました。

次に、第9条になりますが、団体と行政が一体感をもって進めるため、市民協働推進員の役割について明記しました。それから、18 ページの別表1をご覧ください。対象経費の「人件費」を「賃金」とし、「事務局職員等を雇用するためのものに限る」としていたものを「臨時雇い賃金等に限る」と修正いたしました。また、賃借料については削除しております。

以上が、前回ご意見いただいた部分の修正箇所でございますが、他にも下線を引いてある部分がございます。こちらにつきましては、事務局にて条文を再確認し、整理をさせていただきます。制度の内容に係ることではございませんので、説明を省略させていただきます。前回のご意見が反映されているものになっているか、ご確認をお願いいたします。また、新制度名称や各コース名称について、ご提案ございましたら宜しく申し上げます。以上です。

委員長： はい、有難うございます。まず、最初のところは、補助金という市が要綱を作って出す出さないを決めるものと、新しい補助金制度は協働型ですから、団体と行政が対等な関係で作っていくというのがあります。従来型の補助金と違って対等であるということを経済の上でも変更しようということで、「支援金」ということですが、あまり聞かない名称なので馴染むまでに時間がかかるかもしれませんけど、いずれ補助金と使い分けた意味が分かってもらえるのではないかと思います。14 ページのところかというと、設立時のものが「船出プラン」で、公募の提案型が「パイロットプラン」という名称については、いかがでしょうか。団体の3条の団体のところで、市内を主たる活動区域とし、市内に事務所や代表者の住所地があり、構成員の過半数が市内に在住・在勤・在学する18歳以上の者である5人以上の組織とあります。それから、3号に対象団体とし構成員の過半数が市民の団体とあります。

事務局： 重複していますね。

委員長： そうですね。ちょっと整理しないといけませんね。どういうふうにしましょうかね。

委員： 3号と4号もNPOについて同じことを言っているので、一緒にした方がいいと思いますがどうでしょうか。

事務局： 重複している部分があるので、一緒にするというのもありますが、団体を定義すると非常に長くなってしまいます。団体のうち補助対象となるのは、こういう団体ということなので2号と3号を一緒にしても、対象団体が定義されれば問題ないと思います。ただ、3号と4号については、3号で団体の有している性質で、4号が対象となる活動ということですので、これは分けた方がいいのではないかと思います。

委員長： 団体というのはこういうものと、補助金を受けられるのは対象団体ですよというように分ける意味は、補助金を受けられない団体を定義しても意味がないということになりますね。

事務局： 今はそう思います。

委員長： そうすると、3号が市民の団体となっていますので、2号は市民として、市民の定

義に特化して、在住・在勤・在学する 18 歳以上の者である 5 人以上の組織としたら
どうですか。

事務局 : そのように整理したいと思います。

委員長 : その方が合理的ですね。

事務局 : 前は、市民と団体と対象団体の 3 つに分かれていました。今回は市民と対象団体に
分ければいいのですね。

委員 : 前回 18 歳以上の者だけなのかというところで議論になったと思います。そこに構
成員の過半数ということと 18 歳以上の 5 人以上の組織ということになると変わって
くると思います。ただ、ちょっと長いですね。

事務局 : 市民を在住・在勤・在学する 18 歳以上の者であるとして、それを受けて、その市
民で構成する団体と直した方がいいのかなという様に思います。市民と団体に分けて
整理した方が正しいということであれば、そのように整理します。

委員 : 2 号と 3 号を一緒にして、対象団体として 5 人以上の組織の後に続けて公益の増進
に寄与することを目的として、定款または規約を有する者としたらどうですか。市民
の説明をする必要は無いと思います。

事務局 : 船橋市としましては、市民の福祉の増進のために事業をやりたいと考えていますの
で、市民が過半数の団体に対してこういうものを使って欲しいという気持ちがそこに
入っておりますので、市民活動の促進に寄与するのであれば、市民が多くを占める団
体という定義は欲しいと思って作ったものでございます。

委員 : 市民の存在にはあまりこだわらないでも良いのではないのでしょうか。例えば F A C
E のサポートセンターの利用申し込みをする時、市川、船橋、習志野で活動している
ある団体が、サポートセンターの利用申し込みをする際、船橋市民でないで利用申し
込みが出来ないですかと聞かれるケースがあります。この様な場合、活動の主体が船
橋であるなら、代表者の住所は問いませんとしていたと思います。そうすると、ここ
との整合がどうかということが出てきます。

委員 : 社会教育団体の規約には代表者は市内在住でなくてはというのがありますがね。N
P O と社会教育団体では、その辺が違うということでしょうか。

委員 : 私が言っているのは、N P O というより F A C E のサポートセンターの利用できる
団体ですね。

委員 : そうですね。補助金をもらうというような市との利害関係の無い団体ということ
です。ですが、ここでは補助金をもらう団体なので、その辺は少し明確にしてお
く方がいいのかなと思いますが。

委員 : そうですね。場所を使うのと、お金をもらうのとはね。

事務局 : 今、社会教育団体の話が出ましたが、社会教育団体で公民館を使う場合、減免にな
る。その時の登録は、代表者が市民でなくてはいけないということではなくて、連絡
先が市内でなくてはいけないということです。市内の公民館を使っているのに大阪が
連絡先というのはありえないということです。もう一つは、構成員の過半数は市民で
なくてはダメということです。このふたつで成り立っています。

委員長 : ということは、3 号の方の公益の増進に寄与することを目的として、定款または規

約を有し、構成員の過半数が市民の団体ということで、補助金を受けることができるということではないか。2号の方は、市民の定義ということにすると5人以上の団体ということを残しますか。

事務局： 5人がいいのかどうかというところは議論があると思います。

委員： NPO法だと、確か10人でした。

委員長： そうですね、ここは5人としておいた方がいいですね。

事務局： 公民館利用では2人以上を団体と見なしていますが、団体の認定としては会長と会計と監査は最低必要と思いますので、ここでは5人ということにしています。

委員長： 5人くらいは、いると思います。5人以上の団体で、過半数は市民とするといたしますか。

事務局： 2号と3号を一緒にして、箇条書きの形にすることも考えられます。

委員長： そうですね。では、3条は直すということによろしいですね。

7条は重複の補助を受けてはいけないという規定ですが、民間からの助成については、重複補助として考えるべきでしょうか。公的補助金と民間の補助金を抱き合わせて、自己負担はなしというケースも考えられます。団体としては補助金を少しでも集める努力をしますからね。

委員： 事業が別であれば、重複することがあると思いますが、同一事業に対しての重複補助は駄目ですね。

事務局： 公的な援助以外にも資金援助を受けている場合には、重複補助とみなして、対象としないということによろしいのですね。

また、確認したいのですが、同一事業において、県から対象経費について補助を受けていて、船橋市からも別の対象経費について受けることの可否についてはいかがいたしますか。

委員長： 例えば、ある団体がイベント事業を計画し、市に賃金、会場使用料及び交通費100万円の支援申請をしてきた場合に、50%の50万円を補助するとします。同一イベントで民間から音響設備のリース代や運搬費の支援もしてもらうことは、構わないことだと思います。しかし、同じ一つのイベントで、民間からの支援分を対象経費に含めて市に200万円の申請をしてくることは駄目ですね。

委員： 申請書は事業毎に提出してくることになりますから、結果的に複数のところから補助を受けているということになり、複雑で分かりづらくなると思います。ですので、重複補助の制限については、経費ではなく事業毎に考えた方がいいと思います。

事務局： 実際の運用上の問題は後々出てくると思いますが、例えば、ラジオ体操カードをある企業が作ってくれて活動するケースや、寄附などの金銭ということもあると思います。つまり、同一事業であることが最大の条件とみるのか、同一事業であっても経費さえ重複していなければいいのかということだと思います。

委員： 同一事業だけにして、同一経費というのは実際チェックするのは難しいと思います。

委員長： では、同一事業ということにします。

委員： そうしますと、民間からの支援も重複支援にあたることになりますので、条文も修正する必要がありますね。

- 事務局： その他の組織からの補助金等を重複して受けないことという趣旨の言葉に修正いたします。
- 確認したいのですが、第6条の交付期間についてですが、公益性が高い事業でも3年以内に見直しますが、継続が望ましい事業については、事業を拡大したりして再申請することが可能ということによろしいですね。
- 委員長： 市としても継続して欲しいという事業は、違う枠組みで組み立てるということです。
- 事務局： 市側が応募型に転換していく方法も考えられるということですね。
- 委員長： それを想定して作ったのが、協働型委託事業という類型ですが、民間企業への委託ではなくて、協働型の事業で継続していく時の委託の方式が考えられます。
- 事務局： 市からの投げかけで公募していく方法でもいいと思います。
- 事務局： 確認したいのですが、第3条第6号に提案型支援金がございます。これは、対象団体からの対象活動の提案を受けて、市が金銭支援を行うものと規定してありますが、別表2の但し書きでは、行政課題に対する提案型については80%にすると規定しましたが、要綱では明確に規定していません。前文には「提案型には、行政の課題分野に対して、解決策を提案し市と協働で取り組む団体等を募集する仕組みを含む」と記載しました。前回の議論では、そのような趣旨が入っていればよいということでしたので、そのようにいたしましたかよろしいですか。
- 委員長： 行政課題に対する提案型については、明確に規定しても良いのではないかと思います。
- 委員： 船出プランとパイロットプランの大きく二つに分けております。パイロットプランは行政側が課題を掲げて、解決に向けて事業に取り組んでくれる団体を募集するものも含んでいますが、私が気になっている事は、市民提案型のパイロットプランにおいて、市民団体が何らかの事業を立ち上げて軌道に乗り、コミュニティビジネスとして成り立っていく時はいいのですが、成り立たない場合に、行政としては必要性はあると認めているものの、3年間の補助期間を過ぎたから中止することにするのか、あるいは行政が委託という方法に変えるのが、はっきりしていないものになっています。例えば、障害者が運営するコミュニティカフェですが、県が半年ほど支援していたのですが、ビジネスとして成り立っていない。この事業を止めてしまっているのかと言うとよろしくない。現実是一方で社協が公的補助金を使って、同じようなお休み処というカフェを真似して作っている。3年補助したら、NPOがせっかく作った障害者の自立支援のカフェを潰しているのかということとなると、あまりフェアではないと思います。今のような議論が出てくるようであれば、やはり道筋を立てておく必要もあると思います。パイロットプランが二つに分かれて行くことになるのでしょうか。
- 委員長： 船出プランがパイロットプランに変わっていくことはあるのでしょうか。でも同じ事業では問題がありますか。
- 事務局： そのようなことは想定していません。船出をした後に、水先案内人としてやってみるのが、パイロットプランですので。その先の段階のことは、ここには規定しておりません。14ページの下から7行目の「なお」以下のところには、提案型には含むと書いてあります。要綱に規定した方がよいということのようですので、第3条第6号に

入れ込むことを検討いたします。いずれにしても、原則、3年間交付の後に自立を図っていただく訳ですが、その先の委託業務のところまで手を延ばして考えて行くのは、ここでは遠大な話になりますので、補助金としては、再チャレンジも出来るし、市側の提案にも対応出来るということが、はっきりしていればよろしいのではないかと思います。

委員：別表2のパイロットプランは50%と80%に分けていますが、50%に統一した方がよいのではないのですか。

事務局：行政課題に対する提案型は、少し補助率を上げてよいのではということで80%にしたのですが、一旦、市民側の提案で始めた事業が、行政側の提案で続いて行くケースを想定した時に、補助率が変わることになりますので、問題はありますかと思います。

委員長：それでは50%に統一しましょう。

またお気付きの点があれば、後日、事務局へご連絡してください。

では、議題3の報告書の内容について、事務局から説明願います。

事務局：資料4の報告書(案)になりますが、前回のご意見を加味し修正したものでございます。修正箇所には下線を引いてございますので、順を追ってご説明いたします。

まず、表題を報告書としましたが、何かご提案があればいただきたいと思います。

1ページをお開きください。前回の資料では「はじめに」と最後に「おわりに」がりましたが、これをまとめまして「報告書の提出について」として、事前に委員長に作成していただきました。

次に5ページをお開きください。資料編から「交付基準」と「基準別紙」を本文中に入れ込んでございます。

11ページをお開きください。6行目になりますが「検討委員会の審査結果を踏まえ、既存の補助金制度を早期に改善すること」と追記いたしました。以上が主な修正箇所になりますので、前回のご意見が反映されているか、ご確認をお願いいたします。また、市長に報告する際に、概要版を作成する必要があるとのご提案がありましたが、報告書が確定しましたら、次回までに各委員のご意見をいただきながら、事務局で案を作成し、提示させていただきたいと考えております。

委員長：最初の1ページ目ですが、私の意見を入れ込みましたが、いかがでしょうか。

委員：1ページは、市長に提出する報告書の鑑文ですので、報告書と別にして、一番前にする必要があると思います。

それから、委員一同となっておりますが、委員長として市長へ報告する形にして、責任の所在を明らかにしておいた方がよいと思います。

委員：もう少し数字を使って、廃止と判断した事業がどのくらいあるのか、明記した方がよいと思います。例えば、市長宛ての鑑文の中などいかがですかね。

事務局：概要版に限らず、鑑文に報告書の趣旨を付け加えるのは、問題ないと思います。

委員長：もう少し修正をしてみますが、この鑑文のところで、一目で結果が分かるというようには出来ないと思います。

委員会として附帯意見は付け加えておりますが、他にご意見があればと思います。

委員：細かいところですが、10ページの表1の金額のカンマが抜けています。そして、12ページの4番ですが、整理統合して事業の効率化を図るとした方がよいと思いますが

いかがでしょう。

委員長： 整理統合し、事務の効率化も含めますが、事業の効率化と透明性を高めるとしますか。

事務局： 9 ページの 2 番目の附帯意見で、透明性を高めることは記載してございますので、ここでは、少額補助を廃止と判断していることに対する理由ですので、少額の補助は効果が少ないので、集中化して効果性を高めるということを主眼としておけばよろしいのではないかと思います。

委員長： では、この 4 番は少額補助に伴うところの論点にまとめるということによろしいですか。

委員： 附帯意見のところで、「第三者」のところに括弧で「公認会計士等」と入れていただきたい。

12 ページの表 2 ですが、全体で 89 件 3 億 3,653 万円のうち、整理統合がどのくらいの割合であるかなど、複数の方向性を出しているのが難しいかもしれませんが。

事務局： 「廃止」だけの場合は約 2,200 万円という金額を出すことは出来ますが、他は重複している方向によって違いますので、単純に削減額を出すことは難しいです。例えば、単独に「減額・上限設定」になっているのが 2 件ございますが、この減額幅を半分程度にしたらどうかなどの議論があれば、効果額として計上することが出来ましたが、89 事業を今から検証していくには現実的ではございません。ですので「廃止」だけの金額を記載するというのであればよろしいのかなと思います。

委員： 「継続」は該当がないということであれば、「該当なし」と記載した方が良いですね。結果的に「廃止」が 19 件 2,200 万円で、その他については、改善の方向性も複数となることから、効果額を出す事は出来なかったということになりますね。

委員： 既存の補助金は、全て何か見直しが必要という結果になったということは、非常に重要な事で、このままで良いという事業は一つも無いということを強調したいと思いますが、報告書の何処かに記載されていますか。

事務局： 今回、11 ページに審査結果を踏まえて早期に改善する必要があることを記載いたしました。

委員： 継続は 1 件も無いということを強調したいですね。

事務局： わかりました。

委員： 市長への報告には、継続は 1 件も無いことと、廃止の件数等を読み上げて伝えた方がいいですね。

事務局： 報告書の 11 ページに加えておきますか。

委員長： そうですね。

議題 4 の今後のスケジュールですが、事務局から説明願います。

事務局： 6 月に 1 回予定しています。そして 7 月に市長へ報告書を提出していただく予定となっております。従いまして、次回はこれまでのご意見を踏まえて、修正を加えました報告書と概要版についてご確認をいただくことになろうかと思います。また、6 月の日程につきましては、事前に各委員のご都合をお伺いしたところ、6 月は 24 日水曜日の午後 3 時から、市役所 9 階第 1 会議室での開催とさせていただきたいと思っております。

が、いかがでしょうか。

委員 長 : 事前に調整していますので、よろしいですかね。

事 務 局 : 今日ご意見いただいておりますので、次回までの間に、修正してメール等で確認出来れば、次回が最終回となると思います。

また、7月の予定についても、後日調整させていただきたいと思います。

委員 長 : それでは、これにて第 11 回補助金制度検討委員会を閉会いたします。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 寺園 道雄